

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月13日（平成30年（行情）諮問第93号）

答申日：平成30年9月10日（平成30年度（行情）答申第217号）

事件名：発達障害者支援法上の発達障害者等に対する就労支援の内容が記載されている文書（直近のもの）の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「発達障害者支援法上の発達障害者及び生徒に対する就労支援の内容が記載されている文書（直近から1件）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年10月20日付け愛労発安1020第1号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

審査請求人が開示請求した文書を特定していない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年8月21日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「発達障害者支援法上の発達障害者及び生徒に対する就労支援の内容が記載されている文書（直近から1件）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年11月13日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、対象行政文書を特定し、その全部を開示した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 3 理由

本件審査請求に係る開示請求は、「発達障害者支援法上の発達障害者及び生徒に対する就労支援が記載されている文書」とされているところ、「発達障害者支援法」とは、「発達障害者支援法（平成16年法律第167号。以下「支援法」という。）」のことに解するのが妥当である。

発達障害者に対する就労支援については、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号。以下「一部改正法」という。）により支援法が改正され、同法10条1項及び3項に規定されたところである。処分庁が本件対象行政文書として特定した平成28年8月15日付け愛労発安0815第1号「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について（発達障害者の就労の支援等について）」（以下、第3において「愛知労働局長通知」という。）は、一部改正法の施行に当たり、処分庁が管下の公共職業安定所長に対して同法により改正された支援法の概要について周知を図ったものである。この中で発達障害者の就労の支援関係（10条1項及び3項）として、「発達障害者支援法上の発達障害者に対する就労支援」に関する措置を定めた支援法10条1項及び3項の概要が記載されている。したがって、愛知労働局長通知を本件開示請求対象行政文書として特定した原処分は妥当である。

### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「審査請求人が開示請求した文書を特定していない」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、上記3のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

### 5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年2月13日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月19日    | 審議            |
| ④ 同年9月6日     | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、開示請求した文書を特定していないとして、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることか

ら、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

### (1) 本件対象文書について

ア 本件対象文書の特定について、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、以下の旨を説明する。

（ア）発達障害者に対する就労支援については、一部改正法により支援法が改正され、支援法10条1項及び3項に規定されたところである。

（イ）処分庁が本件対象文書として特定した別紙に掲げる文書は、一部改正法の施行に当たり、処分庁が管下の公共職業安定所長に対して同法により改正された支援法の概要について周知を図ったものである。

（ウ）この中で発達障害者の就労の支援関係（10条1項及び3項）として、「発達障害者支援法上の発達障害者に対する就労支援」に関する措置を定めた支援法10条1項及び3項の概要が記載されている。

（エ）したがって、別紙に掲げる文書を本件対象文書として特定した原処分は妥当である。

イ 当審査会において、支援法を確認したところ、支援法10条1項において、「国及び都道府県は、発達障害者が就労することができるようにするため、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第3号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第27条第1項の規定による指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならない。」と規定されている。

ウ また、当審査会において、本件対象文書を確認したところ、本件対象文書には、いずれも、「発達障害者の就労の支援関係（第10条第1項及び第3項）」又は「就労の支援に関する改正について（第10条第1項及び第3項）」と題して、一部改正法の概要について、以下のとおり記載されている。

「（1）就労の支援について、これまでも国が様々な取組を進めてきたことを踏まえ、その全体に現行の都道府県に加えて国を規定するとともに、国及び都道府県は、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な

支援に努めなければならないことを規定するものとしたこと。(2) 事業主は、発達障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の発達障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならないものとしたこと。」

エ さらに、本件審査請求に係る開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄の記載が「発達障害者支援法上の発達障害者及び生徒に対する就労支援の内容が記載されている文書(直近から1件)」とされているところ、ここでいう「発達障害者及び生徒」について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 支援法2条2項において、「この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。」とされている。

(イ) 支援法において「生徒」という用語は使われていないものの、支援法2条2項の定義を踏まえ、開示請求書に記載されている「発達障害者及び生徒」は、発達障害児である生徒も含めた発達障害者を指すものと認識している。

オ 上記エの開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄に記載されている「発達障害者及び生徒」は発達障害児である生徒も含めた発達障害者を指すものと認識している旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、また、上記イの支援法10条1項の規定及び上記ウの本件対象文書の記載内容を踏まえると、本件対象文書は、審査請求人の求める「発達障害者支援法上の発達障害者及び生徒に対する就労支援の内容が記載されている文書」に該当すると認められる。

(2) 本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものについて

ア 本件請求文書が求める範囲については、開示請求書の記載から、本件対象文書である一部改正法の概要に係る通知文書にとどまらず、発達障害者に対する具体的な就労支援の内容が記載された文書を含むものと解するのが相当であるので、この点について、以下、検討する。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件開示請求日(平成29年8月21日)において愛知労働局が保有していた、発達障害者に対する具体的な就労支援の内容が記載された文書としては、愛知労働局が行っている「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」(以下「就職プログラム」と

いう。)の実施要領がある。

(イ) 就職プログラムの実施要領については、平成19年4月1日からの就職プログラムの実施に当たり、厚生労働省から示されており、現在に至るまで、愛知労働局の職員が組織的に用いるものとして、同労働局が保有している。

(ウ) 愛知労働局において、上記(ア)に掲げる文書以外に、発達障害者に対する具体的な就労支援の内容が記載された文書として特定すべきものは存在しない。

ウ 本件審査請求に係る開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄の記載が「発達障害者支援法上の発達障害者及び生徒に対する就労支援の内容が記載されている文書(直近から1件)」とされているところ、本件対象文書の外に、就職プログラムの実施要領も「発達障害者支援法上の発達障害者及び生徒に対する就労支援の内容が記載されている文書」に該当するものと認められるが、本件開示請求日(平成29年8月21日)を基準として「直近から1件」に該当する文書は、本件対象文書であると認められる。

(3) したがって、本件対象文書は本件請求文書に該当し、また、愛知労働局において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、愛知労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

愛労発安0815第1号の平成28年8月15日付け「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について（発達障害者の就労の支援等について）」  
（当局長通知）